

悠久山公園道案内ツール作成業務委託 業務仕様書

1 業務の目的

悠久山公園は古くから“お山”の愛称で「市民の憩いの場」として親しまれている。園内には河井継之助を初めとしたさまざまな石碑や史跡など、歴史的に価値のある文化財が多く存在しており、その石碑の歴史背景を知ることが学びの観点からも価値があり、とても貴重なものである。しかし、園内に石碑を案内する施設は少なく、刻まれた碑文は漢文等であるため、読むことは容易ではない。

このような中、令和元年の開園 100 周年を契機に公園の再整備に着手し、現在「歴史を学ぶ環境整備」に重点的に取り組んでいる。

本業務は、悠久山公園の価値ある歴史的な資産を未来につなげていくため、園内にある石碑を巡る道案内ツールを作成し、児童・生徒の学習の場として活用するとともに、来園者の利便性の向上を図り来園者アップにつなげていくことを目的とする。

2 業務委託名

悠久山公園道案内ツール作成業務委託

3 業務の場所

新潟県長岡市御山町ほか

4 業務の履行期間

契約日から令和 5 年 10 月 31 日まで（配信の開始は令和 5 年 10 月 1 日を予定）

5 対象公園の概要

- (1) 都市公園名：悠久山公園
- (2) 公園種別：総合公園
- (3) 公園面積：37.3 h a
- (4) 対象施設：公園内の石碑 23 箇所

6 業務内容

(1) 道案内ツールの作成

- ① 歴史を学ぶ散策コース（石碑巡り）（※1）の道案内を音声解説付き（多言語対応）等で行うこと
- ② 操作はわかりやすく簡単に、誰もが容易にできるものとする
- ③ 利用者が迷わず目的地に辿り着けるよう、レイアウト等をよく検討すること
- ④ 道案内だけでなく、石碑の簡単な紹介や道中の風景、悠久山公園の歴史等の説明を入れること
- ⑤ 修正や追加が容易に行えるシステムとすること

※1 散策コースは市の担当者との打合せにより決定する

(2) 配信

(1)において作成したデジタルコンテンツを公開まで受注者で責任を持って各種設定を行うとともに、必要な手続きを行うこと。なお、公開後の保守や維持管理についてはこの業務に含まない。

ア 共通事項

- ① デジタルコンテンツは、2年度目以降の機能追加に対応できるよう、拡張性の高いものとする
- ② 公開後の保守や維持管理を考慮した設定とすること
- ③ 運用サーバーやデータ用サーバーは、受注者の責任において管理すること
- ④ 不具合が確認された場合は、速やかに対応すること
- ⑤ OS等の動作環境のアップデートが発生した場合は、動作に不具合が生じないよう対応すること
- ⑥ 情報漏洩対策を十分取ること

イ アプリによる提案の場合

- ① 対応OSはiOS及びAndroidとすること
 - ② 動作するアプリは、App Store 及び Google Play からの配信を行い、その際の手続き及び費用については委託料に含めること
- ※ 配信開始（予定）日に間に合うよう、公開審査等に要する日数を考慮し作成を行うこと

ウ ウェブコンテンツによる提案の場合

コンテンツはパソコン及びスマートフォンの以下のブラウザで閲覧することを想定しており、これらブラウザにおいて、レイアウトやデザインに崩れがないこと。なお、ブラウザのバージョンは提案時点での最新版で正常動作を保証すること。

- ① パソコン向け
Google Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge
- ② スマートフォン・タブレット向け
iPhone/iPad 及び Android の標準ブラウザ

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) デジタルコンテンツデータ
- (2) 操作手順書、運用手順書
コンテンツ及びシステムの操作・運用方法をまとめたマニュアル等ドキュメント
- (3) その他
市が指示する関係書類一式

8 資料の貸与等

受注者が資料の貸与を受ける際には、そのリストを作成し、市に提出する。貸与された資料は業

務完了までに、全て返却するものとする。なお、貸与した資料は本業務に関する目的以外に使用してはならない。

9 著作権の取扱い

- (1) 本業務の成果品に関する著作権は、全て長岡市に帰属するものとする。
- (2) 本業務で使用する資料等のうち、受注者が市を介さずに調達するものについて、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。また、当該事案が著作権等の権利に抵触した場合は、受注者の責任と費用をもって適正に処理すること。

10 その他

- (1) 6業務内容については、プロポーザルの提案内容を踏まえて、仕様書の内容を一部追加・修正することもある。
- (2) タブレットを用いた学校教育の場での利用を想定しているため、ポケット Wi-Fi 等の利用時でもスムーズにコンテンツを利用できるよう配慮すること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、市の職員との打合せを密に行い、その指示に従うこと。
- (4) 本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、市の職員との協議のうえ決定するものとする。
- (5) 次年度以降の保守内容と費用を明確にし、費用については安価となるよう提案すること。